

答 申 書
(答申第300号)
令和2年1月29日

特定個人情報保護評価書に関する第三者点検について (答申)

北海道情報公開・個人情報保護審査会条例（平成17年北海道条例第7号）第2条第1項第3号の規定により、令和元年(2019年)12月6日付け障福第2772号で諮問のありましたこのことについて、審議の結果、次のとおり意見を付し、諮問の内容は適当なものであると認めます。

なお、個人情報の紛失又は流出という重大事故に留意し、本件評価書に記載されたリスク対策を確実に実行することはもちろん、個人情報の運用ルールを再確認し、当該事務に従事する職員に対する指導・監督を徹底して下さい。

記

評価実施機関	北海道知事
事務担当課	保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課
評価書名	身体障害者手帳の交付に関する事務 重点項目評価書
保有することとなる特定個人情報ファイル名	身体障害者手帳発行システムデータベースファイル
点検結果（総評）	北海道特定個人情報保護評価実施要綱第9の2の「審議の観点」に基づき個別に内容を審査したところ、事務担当課では、特定個人情報ファイルの取扱いに伴う特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、リスクを軽減させるための措置を講じているものと認められる。 また、道民等の信頼の確保のため、特定個人情報ファイルの取扱いにおいて個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを自ら宣言し、どのような措置を講じているかを具体的に記載しており、特段の問題は認められないものと考えられる。
意見	○ 「Ⅲ リスク対策」「7. 従業者に対する教育・啓発」 〈身体障害者手帳発行システムの運用における措置〉の記載『職員に対し、個人情報保護に関する研修を行っていく。』について、現在においても研修は実施されていることから、『職員に対し、個人情報保護に関する研修を定期的に行っている。』と記載した方がよい。